

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正（第一条関係）

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成十五年五月十六日まで）を五年延長し、平成二十年五月十六日までとするものとする。

二 駐留軍関係離職者に対する雇用・能力開発機構の援護業務を廃止するものとする。

第二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正（第二条関係）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成十五年六月三十日まで）を五年延長し、平成二十年六月三十日までとするものとする。

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の二については、平成十六年三月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。

(附則第一条から第六条まで関係)